法及び県条例施行関係　平成28年度までの取組み状況について

資料３－１

　障害者差別解消法及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く

富山県づくり条例」の制定を受けた平成28年度までの取組み状況は次のとおりである。

１　相談体制の整備

（１）相談員の設置

・地域相談員（住民の身近な相談窓口）　条例第10条

309名（身体･知的障害者相談員、精神障害者家族相談員等に委託）

・広域専門相談員（より専門的な相談窓口）２名（県嘱託）　条例第11条

（２）専用相談室の設置（県庁本館１階、広域専門相談員が対応）

（３）相談員に対する研修の実施（市町村や障害者団体と連携して実施）

（４）精神障害者地域相談員確保事業

　地域相談員確保のため、法や県条例、精神障害に関する知識や相談対応方法を習得する講習会を開催（３回）

２　紛争解決体制の整備

（１）「富山県障害のある人の相談に関する調整委員会」の設置　条例第14条

・H27.11.5設置　会長：鷹西　恒（富山福祉短期大学教授）　委員15名

・紛争解決のための助言・あっせん、差別解消施策に関する重要事項の調査審議等

（２）「富山県障害者差別解消協議会」の設置　条例第24条

・H28.6.1設置　会長：宮田伸朗（富山短期大学学長）

・委員（富山県障害者施策推進協議会の委員をもって充てる）20名

・差別解消の推進に向けた情報共有や取組みの協議等を実施

３　富山県障害者差別解消ガイドラインの策定　条例第８条

　　・H28.3月策定（国の基本方針や事業者向け対応指針を踏まえて策定）

　　・相談や紛争解決時の判断基準となるもの

４　富山県職員対応要領等の策定　条例第10条

　　・H28.3月策定（国等職員対応要領を踏まえて策定）

　　・策定機関等：知事部局（議会事務局、各種委員会を含む）、教育委員会、県警察

　　・対応要領等に基づく職員研修の開催

５　小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員の配置（教育委員会）　条例第23条

　　　合理的配慮の提供に関する指導助言、合理的配慮の要望に関する教育相談、子どもに関わる関係者(医療・福祉等)の連絡調整等を行う小中学校巡回指導員及び高等学校巡回指導員を配置

６　普及啓発　条例第22条

1. 専用ウェブサイト（スマイリータウンとやま）の運営（平成27年７月開設）
2. とやまふれあい共生フォーラムの開催

共生社会の実現等について、参加者とともに考え、障害への理解の促進を図るもの

・開催日：平成28年11月６日（土）

・会　場：ファボーレホール

・内　容：特別講演（講師 菊池桃子(女優・戸板女子短期大学客員教授)）

パラリンピックトークショー

ワークショップ（点字体験、障害者団体の活動紹介、競技用車椅子の

紹介、ボッチャ体験）等

※農福連携 秋マルシェ(障害者就労施設で生産された農産物等の販売)と同時開催

（３）差別の基本的考え方や条例等の周知

・条例パンフレットの作成及び活用

・条例等に関する研修会等への講師派遣

・県政世論調査の実施（H28.8月）

（４）「障害者の人権や尊厳に関する県民大会」の開催

　　　相模原市障害者支援施設殺傷事件（H28.7.26）への対応

　　　・開催日：平成28年10月２日（日）

　　　・会　場：タワー111　スカイホール

　　　・主　催：県・富山県手をつなぐ育成会

　　　・内　容：基調講演（講師 長瀬修(立命館大学生存学研究センター教授)）

障害者団体等によるリレーメッセージ

大会宣言